

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

(環境生活政策課)

ページ
一

訓令

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令

(環境生活政策課)

一

公示

消費生活センターの事務を行う日及び時間の変更に関する公示

(環境生活政策課)

二

号外 (土) 平成二十四年 四月 一日

規則

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消費生活条例施行規則(昭和五十年岐阜県規則第百五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号、第二十九条第二項第二号及び第三十一条第二項第二号中「及び総括管理監」を、「総括管理監及び消費生活対策監」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

岐阜県訓令第十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県県民生活安定緊急対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県東濃振興局恵那事務所振興課

岐阜県東濃振興局恵那事務所振興課 岐阜県東濃振興局恵那事務所振興課の一部を改正する訓令

第三項第二項中「あてる」を「充てる」に改め、同条第三項中「岐阜県幹部会議設置規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十三号）第一条第一項各号に掲げる者（副知事を除く。）を「別表第一に定める者」に改め、同条第四項中「別表」を「別表第二」に、「あてる」を「充てる」に改める。

第四条第三項及び第四項中「あてる」を「充てる」に改める。

別表中「産業労働観光部産業政策課長」を「商工労働部商工政策課長」に改め、同表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第三条関係）

教育長

警察本部長

会計管理者

秘書広報総括監

危機管理統括監

部長（ぎふ清流国体推進局長を含む。）

振興局長

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

公 示

消費生活センターの事務を行う日及び時間の変更に関する公示

次の表の上欄に掲げる消費生活センターの事務を行う日及び時間を同表の下欄のとおり変更したので公示する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県東濃振興局恵那事務所振興課

一月曜日、水曜日及び金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後四時三十分まで
二月 火曜日（祝日及び年末年始を除く。）の午前八時三十分から午後三時三十分まで

備考 「祝日」とは国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を行い、「年末年始」とは十二月二十九日から翌年の一月三日までの日をいう。

平成二十四年四月一日発行

発行者 岐阜市

岐阜市数田南二丁目一番一号

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社